

函館市建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年9月12日

函館市長 大 泉 潤

函館市条例第54号

函館市建築基準条例の一部を改正する条例

函館市建築基準条例（昭和35年函館市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第60条の13第1項各号列記以外の部分中「第18条第16項」を「第18条第20項」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「または第18条第21項」を「第7条の4第3項または第18条第30項もしくは第34項」に改め、同条第4項各号中「第18条第16項」を「第18条第20項」に改める。

第60条の14各号列記以外の部分中「第18条第19項」を「第18条第28項」に改める。

第60条の15第1号中「第18条第24項第1号」を「第18条第38項第1号」に改める。

附 則

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。